

気候 Network 通信



<京都事務所>

〒604-8124 京都市中京区高倉通四上ル 高倉ビル305
Tel.075-254-1011 / FAX.075-254-1012
E-mail. kikonet@jca.apc.org
URL. http://www.jca.apc.org/kikonet/

<東京事務所>

〒102-0083 東京都千代田区麹町2-7-3 西川ビル2階
Tel.03-3263-9210 / FAX.03-3263-9463
E-mail. kikitoko@jca.apc.org

<郵便振替口座>

00940-6-79694 (加入者名: 気候ネットワーク)

<銀行振込口座>

東京三菱銀行京都支店
普通口座 1370852 (気候ネットワーク)

CONTENTS

特集: 京都会議から2年目

1. 新たな市民の取組み開始
- 2~3. 紙上再現: 連続公開セミナー
- 4~5. アースデイ・フォーラム
6. 地球温暖化防止活動推進センター関連ワークショップ開催報告
7. 報告: 温暖化防止基本方針に関して
8. 各種ごあんない
事務局からのお知らせ

わたしたちはめざします

- ① 「抜け穴」をふさぎ、京都議定書の早期発効を!
- ② 日本政府はまず6%削減できる国内対策を!
- ③ 政策決定プロセスに市民の参加と情報公開を!
- ④ 地球規模の公正のため、南北のNGOの連帯を!
- ⑤ みんなで協力して温暖化防止を!

京都会議から2年目

新たな市民の取組み開始

4月8日、地球温暖化対策推進法が施行された。その基本方針(7頁参照)の中心に、関係省庁の自称温暖化対策の寄せ集めであり、もともとは97年10月の関係審議会合同会議での関係省庁の報告である「地球温暖化対策推進大綱」(98年6月)がデント居すわっている。4月1日施行の改正省エネ法とあわせて、すったもんだの末に京都会議後の中央での残務処理が大方終わったということになる。結局のところ、電力消費5割増しのための原発20基増設を含む「推進大綱」を基本的方針に引き上げ、機器の効率についての「トップランナー方式」も分母が恣意的な誇大宣伝。見栄えのしない皮袋に古びた酒が盛られたようなもので、新味に欠ける。

しかし、事の終わりは始まりである。京都会議の意義を受け継いだ市民の間で、持続可能な社会づくりを模索する新たな社会実験が始まっている。

その一つは、5月19日に発足する自然エネルギー促進法の制定をめざす運動である。風力・太陽光・バイオマス・小水力の自然エネルギーからの電力について、国民全体で支え、事業投資を可能にする有利な条件での買取りを電力会社に義務づける制度を、市民のはたらきかけで日本に導入させようという法の推進ネットワークが立ち上がる(8頁参照)。昨年12月のCOP3一周年シンポジウムで、ドイツ風力協会のワグナー氏が披露したドイツの買取法(1991年1月施行)の威力は記憶に新しい。こうした法的な仕組みは欧米の大半で実施段階に入っている。日本でも、国の制度からエネルギー需給の仕組みを変えるきっかけとなるだろう。

さらに、温暖化防止のための国内の条件は、地域の市民・消費者の活動が地域を変えることから生まれる。そのためには市民と行政、企業間での目標の共有化とパートナーシップ関係の構築が欠かせないが、ここに気候ネットワークが果たす役割は極めて大きい。例えば京都ではローカルアジェンダづくりやグランドビジョン策定のプロセスで、行政と市民との協働が、掛け声に終わらず行動となって現われており、将来世代とともに、原子力にも化石燃料にも依存しないで持続可能な社会を築いてゆくための市民主役の2段階ロケット温暖化防止シナリオを、市民主体で描こうとしている。4月17日のフォーラム(4~5頁)はその皮切りである。

「仕方がない」と諦めるのではなく、「やらないわけにはいかない」と市民が動き出し、「市民の意識は市民の行動が変わる」時代が始まっている。市民による市民の活動支援センターの役割が期待される全国地球温暖化防止活動推進センターも、6月にも始動する。意義あるセンターに高めていこう。



4/17のシンポジウムの風景

気候ネットワークは、あなたのご意見・情報を求めています。皆さんの参加で気候ネットワークを育ててください。入会の連絡やお問い合わせは気候ネットワーク事務局まで。

連続公開セミナー

第9回:温暖化問題と日本のエネルギー戦略

和田 武(立命館大学教授)

2月26日に「地球温暖化防止エネルギー戦略」と題して、立命館大学の和田武先生に日本のエネルギーシナリオと市民の役割についてお話しして頂きました。

●CO₂削減は「目標」ではなく「課題」

現在、地球温暖化が問題となっているのは、それが自然界にはありえない速度で進行しようとしているからです。このような不可逆的環境破壊の防止は「やり遂げなければならない課題」であり、「できる範囲」の対応をすることは間違いです。そして温暖化による不可逆的環境破壊を防止するには21世紀中に先進各国は80~90%のCO₂排出削減を行わなければなりません。

日本では欧州各国のように議会を通して決定されるべきエネルギー政策が、通産省総合エネルギー調査会の「長期エネルギー需給見通し」の下に決められ、その結果OECD諸国の中で唯一、原子力発電を温暖化防止対策として推進する政策がとられています。日本で原発の発電単価が安いとされる理由は、海外では大部分を再生可能エネルギーに投入しているエネルギー関連費の75%を日本は原発に投入しているからです。

温暖化による不可逆的变化防止のためには「21世紀中にCO₂排出量90%削減」という長期目標を見据えて中・短期目標を設定し、その実現に向けて具体的方策を模索する、という手順が必要になります。この具体例をデンマークとドイツに見てみましょう。

●「住民所有」の推進

デンマークでは、(1)温暖化防止の国際的責任、(2)やらねばならない課題、(3)長期シナリオに基づく中・短期目標の設定と対策、(4)国民参加、を基本理念として「エネルギー21」計画を立て、再生可能エネルギーの普及に取り組んでいます。これは2005年までに20%、更に2030年までに50%のCO₂排出量削減を目指すものです。具体的には2030年までに総エネルギー消費の17%削減と再生可能エネルギー比率35%を目標としています。

その実現の為、風力発電の普及と、生産手段の住民所有を推進しました。助成金や発電された電力の買い取り価格の保証、電力税・炭素税の免税などの政策で、所有した住民が損をしない様な制度を整え、また所有者に対し居住基準や消費基準を定めて地域に根差すシステム作りを行いました。その結果、現在では風力発電の設備容量は大規模原発一基に相当する110万キロワットに達しました。この約8割を住民が所有し、また全人口500万人に対して10万人が風力発電機の所有者となっています。

市民は企業とは異なり、利潤のみを追求するわけではありません。火力などより割高でも、再生可能エネルギーを利用したい、と考える人はいます。ですから社会システムで住民所有を促進すれば、市場原理に任せるより早く、再生可能エネルギーが普及することをこの例も示しています。

また発電手段を所有することにより住民の環境意識が高まる、というのも住民所有の非常に重要なポイントです。再生可能エネルギーは小規模・分散型であり資源は無料の共有物ですから非常に住民所有に適しているのです。

デンマークでは風力発電機産業が発展し、それに携わる雇用者も増加しています。風力発電の普及により、CO₂削減効果だけでなく、経済効果や環境保全型産業発展の効果まで得られたわけです。

冬の長いデンマークでは地域暖房のシステムが発達していて、約半数の国民が加入しています。地域暖房システムは個人で暖房を運用するのに比べ半分のエネルギーと7割のコストで済みます。コジェネレーションによって93%の熱効率を達成しているところもあります。こうした結果、単位面積当たりの暖房の熱消費は半分以下になりました。



海外の事例を交えて語る和田さん

またごみ処分場から出るメタンガスを燃料として利用して、エネルギーの有効利用とメタンの排出量削減を同時に行っています。

●世界に広がるアーヘンモデル

ドイツでも2005年までにCO₂排出量25%削減という目標を立て、再生可能エネルギーの普及に力を入れています。連邦政府も設置費助成金制度や電力買い取り制度などをとっていますが、各自治体独自の普及制度がこれらと相乗効果をもたらしています。中でも有名なのが、NGOが発案し、アーヘン市が採用した「アーヘンモデル」という制度です。(次ページ資料参照)

アーヘンモデルの基本理念は、市民が設置した風力発電・太陽光発電による電気を、全発電経費を保証する価格で買い上げ、そのための費用は電気料金を値上げすることで社会的に負担しよう、というものです。この場合、生産手段を所有した住民は決して損をしません。導入後約2年で太陽光発電は以前の10倍に、風力発電も3500kWの設備容量を持つようになり、更に計画が進行中です。

類似制度はドイツ国内の数十都市、更にオーストリア、スイスなどでも取り入れられています。このような中でドイツは世界一の風力発電国になり、現在原発2基分の電力を風力により賄っています。そしてドイツでもその約半分が住民の所有です。

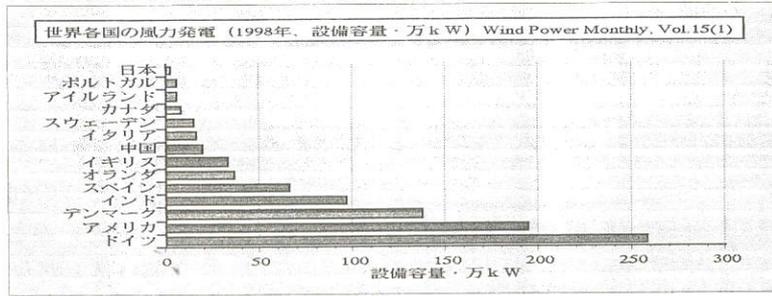
デンマークやドイツは発展途上国での再生可能エネルギー利用促進を意識した政策もとっています。その影響もあって、中国やインド(風力発電設備容量世界第4位、1998年)でも風力発電が普及しつつあります。

●所有者が損をしない社会制度を

日本にも再生可能エネルギーは十分に
あります。再生可能エネルギー導入に必要な
のは、主体的取り組みと、保証制度です。

日本でも再生可能エネルギーの市民
共同所有が増加しています。また生協に
よる風力発電設置計画や太陽光発電装置
への助成などの取り組みも行われていま
す。更に住民の間接所有と言っても良い、自
治体による再生可能エネルギーの導入な
どが活発になっていますし、エネルギー関
連のNGOも積極的な活動を展開してい
ます。このようなことを考えれば主体的取
組みは存在すると考えて良いでしょう。する
と必要なのは保証制度です。再生可能
エネルギー電力の買い取り義務と価格
保証を法的に整備し、市民が損をしない

*急速に普及する風力発電一すでに世界で900万kWにー



助成制度を取り入れれば、更なる市民参
加を促し、再生可能エネルギーを大幅に
普及させることが可能でしょう。

住民所有による再生可能エネルギー
の所有には、もちろん環境負荷の低減や
エネルギー国内供給比率の向上などの
効果はあります。その上で更に環境保全型
産業の発展や地域の自立・活性化、

住民の環境意識と社会参加の向上、
途上国に対するクリーンエネルギー利用
の促進、大部分の戦争の原因である
資源紛争のない世界の実現などの効果も
期待できるのです。

"Think Globally, Act Locally"そして
"Think of the Future, Act Now"が重要だと
私は考えます。

当日配布資料より: 再生可能エネルギー普及のためのアーヘンモデル(1994年)

基本理念

市民が設置した太陽光発電による電力を全発電経費を保証する価格で買い上げ、その財源は社会全体で電気料金を上げて賄う。

内容

- (1)アーヘン市の電気料金を1%値上げする。(得られる財源は280万DM=約2億円)
- (2)この財源を太陽光発電と風力発電に1/2づつ振り分ける(太陽光発電2500kWp、風力発電15,000kW分)
- (3)太陽光発電と風力発電による発電電力買い上げ価格はそれぞれの全発電経費を設備の償却期間(太陽光発電は20年、風力発電は15年)中に発電される推定発電量で割った値とする。

導入効果 (導入後1997年までの28ヶ月の成果)

太陽光発電:導入前の10倍。140件、500kWp
(全国平均の約6倍。学校の屋根利用を認めている)
風力発電:500kW1基、1.5MW2基、さらに計画中
類似制度は国内多数の市も導入、オーストリア、スイスにも波及
(Bernd Brinkmeier, Solarenergie-Forderverein e. V.)

アーヘン市の発電電力の買い取り価格(DM/ kWh)

	太陽光発電	風力発電
1995.3	2.00 (5kWpまで) 電気料金比 1053%	0.21~0.25 (出力による) 電気料金比 1053%
1997.2	1.89 (3kWpまで) 電気料金比 995%	0.18~0.2 電気料金比 95~105%

連続セミナー情報

連続公開セミナーの第13回までの日程が決定しました。長期的視野に立った温暖化問題への対応と私たちの目指すべき方向について討議するセミナーです。是非ご参加ください。

	日時	内容	講師	場所
第12回	5月21日(金) 18:30~21:00	京都議定書発効の条件 京都メカニズムの行方	川島康子 (国立環境研究所)	ハートピア京都
第13回	6月25日(金) 18:30~21:00	ゴミ問題への取り組みは温暖化対策	高月 紘 (京都大学環境保全センター教授)	ハートピア京都

参加費(各回):会員 無料、一般 500円

市民による 地球温暖化防止へのシナリオ

古沢 広祐 20世紀の大転換 新しい文明の扉を開こう
 和田 武 地球温暖化防止エネルギーシナリオと住民の役割
 鮎川 ゆりか 日本のエネルギー消費は減らせるか - 日本のビジネスを変える
 白石 克孝 エコロジカルなメカニズムを包摂する社会・経済システムの構築のために
 宗田 好史 市民の活力を社会の活力にするシナリオとは？
 浅岡 美恵 温暖化/気候変動防止のためのNGO、気候ネットワークの役割

4月17日、99アースディ・フォーラム「温暖化防止と市民の役割」徹底討論その1「持続可能な日本へのシナリオ」を実施した。これは、超長期的視点から、化石燃料にも原子力にも依存しないで気候の安定化をはかり、持続可能な日本の社会像とその実現のための市民戦略シナリオを描くための討議の場とした。

報告のあと参加者と討論。市民の具体的な関わりを盛り込んだシナリオづくりに向けて7月10日(土)に討議を継続する。

1999.7.10(土) 13:30～ コーピン京都(京都市中京区)にて

温暖化防止戦略「持続可能な日本へのシナリオ」徹底討論その1(4月17日)から

「市民の活力を社会の活力にするシナリオとは？」

宗田好史・京都府立大学助教授の発言から

【実践活動から始まる参加】

近年全国的に、また京都でも人々の社会的活動が活発化している。余暇活動に、生涯活動に、ボランティアに、そして福祉活動、環境活動、まちづくり活動に参画する市民が確実に増えつつある。それは、自治会など小さな地域のレベルから国際的レベルに至る様々な場が広がっている。これらの現場では、市民の意気はますます軒昂である。行政に何かを訴える、あるいは行政を批判する、そして行政の改善によって地域の改善を待つという姿勢を捨てて、自らが市民と地域を動かし、市民相互のコンセンサスに到達し、解決をも準備した上で、最後に行政が変わるという、依存しない主体的な市民の姿勢が育ってきた。

【市民が市民を変える時代】

積極的に「行動する市民は、日々の活動の中から生まれ」ており、「知識だけでは行動につながらない」が、具体的な行動を通じて「市民が市民の意識を変革させる力を持つ」ことが明らかになりつつある。この温暖化防止戦略を考える上でも、「市民・国民の意識は変わるか？」という問いに対し、「市民の意識は市民が変わる、市民の行動が変わる」と答えられる状況になっていっているのではないだろうか。

地球温暖化防止とは、一市民にとって偉大な目標である。その一つ「自動車依存社会からの脱却」もまた、一人で始められる簡単な目標ではない。しかしエネルギーを消費し、二酸化炭素を排出するのは市民である。まして、自動車依存社会もまた市民の選択であった。この市民の意識を変えることができるのは、権力者や行政ではない。まして専門家でもない。市民を変えるのは市民であるという認識をもう一度確認する必要がある。

ある。市民がどうすれば、自動車依存社会から脱却できるかをよく知っているのもまた市民である。

それを可能にするシナリオは「市民のことは市民が行う」という自覚から始まる。そして、市民のための情報は市民が見出す。つまり、どのようなデータとどのような情報が市民の選択に役立つか、何をすれば市民が変わるかを探し出し、それを明らかにする取り組みが必要である。

京都市内では交通問題への取り組みも各地で進んでいる。例えば、細街路での交通量調査とは、誰の車が、どんな車で、自分の家を通るかを、知るための調査である。都心にあるいは、自らが住む地域の細街路に本車が必要なのかを検討し、必要でない交通量、迷惑だけの交通量があるのなら、誰が車を使わなければ、交通量は減り、どれだけ歩行者が戻ってくるかを詳細に調べようという調査である。

【市民の手による市民コンセンサスづくりの作業】

自動車依存社会から脱却するための知恵は行政にはない。代替公共交通機関の整備を主張することは必要であるが、それ以上に我々自身がどうすれば車から乗らなくなり、一本でも多くの街路から車を締め出す工夫がある。自分の家の前を誰の車が通っているかあるいは自分が誰の家の前を通過しているかを正しく知ることから、市民相互の理解が始まるだろう。そして自動車依存社会から脱却するために、誰が何をし、何を我慢しなければならないか明らかにする。そこから脱却へ向けたコンセンサスを獲得の作業が始まる。

今すぐには車から降りられない人々も多い。降りられないのに降りたくない人も多い。降りたいのに降りられない人ももっと多いだろう。その一人一人の状況を理解し、コンセンサスに至る対話を続けるのは市民でなければならぬ。ある人の独善によって人々を強制的に変えるものではなく、まして権力によって強いることは、我々が是非避けたい方法である。自動車依存社会からの脱却、歩く町京都市づくりへの参加は、市民が市民と対話するようなコンセンサスづくりへの参加であって欲しい。

コンセンサスに関わるすべての人を知り、その取り組みとするためには、もっと情報がある。そのためにも飽くなき対話が必要なのである。

【市民から都市(企業・行政)へ、そして地域】

市民はこのコンセンサスづくりの取り組みを徐々に社会全体に、また地域に広げていく努力を続けていくだろう。都市と農村、事業所と家庭、生活と生産、それぞれの場に関わる個人が、温暖化対策をどう分担しあうかという課題が、やがて問題になる。その分担を進めるシナリオもまた必要である。都市が温暖化対策を分担するシナリオを描き、農村・中山間地域がまたそのシナリオを描く。そして地域全体で目標が達成されるためには、全体としての目標と、個別の目標を別途定めることが求められている。

【市民のためのシナリオは市民がつく】

この本来の「ローカル・アジェンダ」の取り組みは、細分化することで分担を明らかにすることにあつたと考える。個別に目標値を定められなかったのは、各分担者が、その目標値を達成するための行動シナリオがかけなかつたためである。目標値は、地球全体の温暖化対策から導かれるだろう。しかし、行動シナリオは、個々の主体ができることを積み重ねることから始まる。日本の行政がドイツなど環境先進国の自治体と異なるのは、市民のためのシナリオが書けないからである。市民の行動は市民が決める。代替シナリオを演じる市民のために、市民自らシナリオづくりの作業を始めなければならない。そのための情報が、そのための調査がもとめられている。



京都市の事例をもとに話をされた宗田さん

温暖化防止戦略「持続可能な日本へのシナリオ」
徹底討論その1（4月17日）から

「エコロジカルなメカニズムを包摂する社会・経済システム
の構築のため」

～白石克孝・龍谷大学教授の発言から～

【エコロジカルなメカニズムを包摂する社会・経済
システムの構築】

温暖化を防止し持続可能な社会を実現する道筋を
どう考えるのか。別の言い方でいえば、エコロジカル
なメカニズムを包摂する社会・経済システムをどう
構築するのか。この問いに答えるには、科学的根拠
を持った技術的にも実現可能なシナリオを立案
しなければならない。さらにそれに加えて、その
シナリオを政策として採択させ、シナリオ実現に
向かって様々な主体がパートナーシップを結ぶこと
ができるようにするには、いったいどうすれば良いのか
という問いにも答えなくてはならない。

エコロジカルな代替シナリオを実現するためには、
産業構造、ライフスタイルの転換が必要であるが、
それを可能にする社会的、政治的な条件づくりも
また不可欠である。それは次の2つのポイントが
意識されたものでなければならぬ。

1つは、経済成長・消費需要の抑制を受け入れる
ような社会的、政治的な条件環境をどのように
描くのかであり、もう1つは、どうすればすべての



「2段階ロードマップで持続可能な
社会への転換を」と説く白石さん

アクター（個人、家庭、企業、NPO/NGO、
自治体、政府）が持続可能な条件の実現に向かって
プランを立て、行動することができるのかという
主体形成ないし導出の戦略を持てるかということ
である。

【2段階ロードマップ・シナリオ】

持続可能な社会へのパラダイム転換的な移行は
一挙に進行するとは考えられない。実際には2段
ロードマップに、1段階目で十分な速度と高度を得て、
そして可能な限り早く2段階目を点火させるとい
見通しで進めざるを得ない。

1段階目の点火は、成長経済を前提として、環境
配慮で当面の対策をたてていくという転換である。
省エネ、自然エネルギーの活用、環境指向の技術
活用、企業の協力、市民のローカルレベルでの実践
など、現在でも取り組まれている様々な方策を
進めることである。ここでのコンセンサスの程度
によっては、例えば、電力の買い取りや炭素税、
ロードプライシングなどの法整備も可能になるかも
されないし、あるいは2段階目の点火の時期に先送り
されるかもしれない。そして2段階目の点火は、
過剰消費と経済成長偏重の20世紀型システムからの
パラダイム転換である。

重要なことは、1段階目の到達が低ければ、2段階目
にかかる割合が高くなることである。1段階目の
到達が低い、すなわち成り行きに任せてギリギリ
まで放っておくのは、2段階目の段階で社会の
構成員にいわばハードランディング（強行着陸）
を強いることになる。可能な限り「パラダイムの
転換」をソフトランディング（軟着陸）の形で
実現しなければならぬ以上、1段階目の到達は
重要である。

1段階目と2段階目の決定的な違いは、現在の連続
線上にイメージできるか、ある種の断絶（質的
飛躍）としてイメージする必要があるのかにある。

この相違は、経済成長抑制、消費抑制を不可避
としてどこまで積極的に掲げるのか、という政策的
な相違となって現われる。

私自身は2段階目の点火が必要不可欠と考える。
2段階目の点火がコンセンサスではなく破局による
ものになってしまわないためには、利潤の生産・
拡大を動機とする経済システムの上に成立した
社会システムの転換が、はたして社会的停滞なし
で実現可能かという問いに答えなければなら
ない。

【持続可能な日本への戦略 全アクターの取り
組みとするために】

1段階目の到達距離を伸ばし、2段階目の準備を
早めるための条件は、日本の政治や行政の構造を
転換するための条件は、外圧、先進自治体の発展、
様々な領域での市民の取り組み、これら3つが
折り重なって成熟すると考えられる。具体的に
は以下の条件が列挙できる。

①南の諸国の発展と公平を求める圧力、②環境
先進諸国とりわけEUからの圧力、③市民や自治体
のグローバルな連帯を指している。また①各地
での環境先進自治体の実現、②市民の具体的な
活動の成果というものは、内的条件づくりとまとめる
ことも可能である。

内的条件づくりとは、まずはその多くはローカルな
レベルで実現されるものであり、その成果が背景
となつて、全国的なレベルでの持続可能性の
法的制度的環境整備が進めらる。

まず第1に、主体が形成されるための情報（知識）
とは何なのかが重要である。自分のやっていること
ができるような情報は提供されているのか。
この点で気候ネットワークや運動諸団体、あるいは専
門家の役割が必要となる。

第2には、こうした目標設定をとまらぬ、行動を
導き出すような情報は、住民が持続可能な地域
づくりに動員されるのではなく、自ら参加するため
の共通目標として、結節点として設定されること
が望ましい。それはローカルアジェンダ21として
組み込まれ、地域の行政と人々の営みの上位
規範・計画として機能する方向が追求されること
になる。

そして第3には、非営利民間組織の連携・連帯の
追求、住民参加の追求が、分権型社会を実現し、
非営利セクターの設立を促し、さらには社会的
活力を増大させる戦術として意識されなくては
ならない。それはまたパートナーシップ型の政策
立案、実施へともつながるものでなければなら
ない。

最後に第4として、持続可能な地域社会像を
提起し、自治体レベルで先進的に実現していくた
めには、狭義の意味での環境に関わる政策だけでなく、
主体形成のための方針、総合的な地域政策を
持たなくてはならない。

参加主体形成のためには、環境倫理といった
規範的意識に訴えるだけでなく、合理的で経済的
な選択として誘導されるような制度上の仕組みが、
何らかの仕掛けが必要である。

また地域政策立案の鍵は公共事業・大規模開発
にとつてかわる地域活性化戦略を構想し、自治体
レベルで実施していくことにある。それはムダ
の総点検から始まって、持続可能な開発戦略の
提起へと向かうものである。そして最終的には、
都市では環境制約からくる経済停滞のもとでの
社会活力の復活と民主政治の再構成が、農村では
生命系の経済という発想による工業化・都市化
という発展観の転換と自然との共生関係の再獲得
が、そしてさらに都市と農村の関係の再構築が、
持続可能な開発戦略として議論される必要が
ある。

全国地球温暖化防止活動推進センターの発足に向けて

4月8日に施行された「地球温暖化対策推進法」には、「全国地球温暖化防止活動推進センター(全国センター)」を指定し、地球温暖化対策に関する普及啓発等を実施するとされており、環境庁は同センターの発足に向けて検討会を設置し、センターの事業・運営等のあり方について検討してきた。

このセンターは、市民・事業者・自治体等各セクターが対等に参画して運営し、協力して温暖化防止活動を推進していくことが求められている。さらに市民が主体となってパートナーシップ型の運営によって温暖化防止の取り組みが進められる必要があり、全国のNGOの参加と連携が大きな役割を担うことになる。

センターの機能・事業は(1)情報センター機能、(2)活動支援拠点機能を有することが重要とされている。具体的には(1)は情報の収集・提供、調査研究、(2)は支援事業

(相談・助言、民間活動の支援)などの活動が想定される。また各都道府県に指定される都道府県地球温暖化防止活動推進センターの運営・連携のあり方も検討され、全国センターは(1)に、都道府県センターは(2)に比重をおくことで役割を分担し、他の類似する機能を持つセンターとも有機的にネットワークされることが求められている。

この検討会と一連の調査に気候ネットワークも参加し、情報の整理、提言を行った。また全国及び都道府県センターのあり方を検討するワークショップが熊本、宮城、愛知でNGOが主体となって開催された。



多方面から地球温暖化防止のための方策を考えた
(写真:名古屋でのワークショップ)

各地のワークショップの概要

3/12 熊本市

全国及び都道府県温暖化防止活動推進センターのあり方を考える

主催：環境庁、環境ネットワーク熊本

基調報告

- 竹内恒夫氏(環境庁地球環境部環境保全対策課長)「温暖化対策の流れ」
- 須田春海(気候ネットワーク副代表)「推進センターについて」

パネルディスカッション

- 吉本哲郎氏(水俣市環境課課長補佐)
- 岡部孝氏(三菱電機熊本工場製造管理部長)
- 坂本正氏(熊本学園大学教授)
- 橋口英夫氏(環境ネットワーク(まも)代表)

コーディネーター：須田晴海(気候ネットワーク副代表)

CO2削減への取組と問題点、英・独での取組、推進センターアンケート集約等についての説明の後、意見交換が行われ、会場から「センターは事業者・自治体・市民の相互理解に基づく自由参加型の協同組織であって欲しい」等の意見が出された。「市民と協同してセンターを作るような活動を、全国に先駆けて熊本県で行って欲しい」と須田代表がまとめた。

熊本の
インシ
アティ
ブを
求める
須田
副代
表



3/13 仙台市

地球温暖化とその防止について考える

主催：環境庁、みやぎ・環境とくらしネットワーク

基調講演

- 田中正之氏(東北大学教授・前PCC委員)「温暖化防止について」

セッション (温暖化防止の取組、温暖化防止活動推進センターのあり方について)

- 紅邑晶子氏(せんだいみやぎNPOセンター常務理事・事務局長)
 - 芳賀唯史氏(みやぎ生活共同組合専務理事)
 - 谷津龍太郎氏(環境庁企業環境部地球環境部環境保全対策課監官)
- アドバイザー：田中正之氏(東北大学教授・前PCC委員)
コーディネーター：中口毅博氏(環境自治体会議・埼玉大学非常勤講師)

気候ネットワークの畑直之氏が経過報告を行った後、「温暖化防止への市民・事業者の取組」について報告と意見交換が行われた。会場から「一人でやっても無力さを感じる」「推進センターには行政と市民の対等な関係が必要」等の、またパネリストから「センターは行政、市民、NGO、NPO、事業者のパートナーシップの母体となりうる」との意見が出され、センターの設立に関して大多数が賛成であることを確認した。

セ
ッ
シ
ョ
ン
の
様
子



3/20 名古屋市

地球温暖化防止を愛知のごみ・交通・エネルギーから考える
～私達の取組、温暖化防止活動推進センターのあり方～

主催：環境庁、愛知県、市民実行委員会

プログラム

- 浦田恵美子氏(エコロジーステーションみどりコスモス主宰)
- 亀井浩次氏(環境教育ネットワーク名古屋・代表)
- 小谷野錦子氏(エコライフ21代表)
- 相模裕子氏(財)省エネルギーセンター・東海北陸支部次長)
- 田中紀子氏(名古屋勤労市民生活協同組合副理事長)
- 中村岳一氏(全国青年環境連盟日本ブロック)
- 三浦悦夫氏(エコテック東海オフィス所長)
- 山本幸太郎氏(新大門商店街振興組合青年部副事務局長)
- 若井秋子氏(地球市民塾実行委員会事務局)
- 須田春海(気候ネットワーク副代表)

コーディネーター：萩原喜之氏(中部リサイクル運動市民の会代表)
アドバイザー：竹内恒夫氏(環境庁地球環境部環境保全対策課長)
平岩知伸氏(愛知県環境部大気保全課課長補佐)
熊沢直人氏(名古屋市環境保全局環境管理部主幹)

基調報告(竹内氏・須田副代表)の後、愛知県における温暖化防止活動の取組・課題の紹介、意見交換が行われた。都道府県センターに関しては「市町村レベルでも同様のセンターが必要である」「県民が主体的に関わるべきだ」「誰もが参加できる環境活動の場に」等の意見が会場から出た。

報告：温暖化防止基本方針

「国の措置」について素案から変更

中央環境審議会から98年12月に公表された地球温暖化対策推進法基本方針素案(気候ネットワーク通信第4号6~7頁)をめぐるその後の審議では、電力業界などが組織的に原発推進の明記を強く求めたのに対して、市民側は「地球温暖化対策に関する基本方針についての緊急アピール」(気候ネットワーク通信第5号3頁)に125団体及び3646名から寄せられた賛同署名を同審議会に提出しました。しかしながら、特に「国の措置に関する事項」の項が下記のとおり大きく変更になり、国民的議論を行い、国民の理解を得つつ進めるとの表現で、原発を温暖化対策に加えています。今後、国民の側から持続可能な社会へのシナリオを探ることなどを通して、国民的議論を高めていくことが重要です。

地球温暖化対策に関する基本方針(1999年4月9日閣議決定)(抄)

2. 国、地方公共団体、事業者及び国民のそれぞれが講ずべき温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する基本的事項

(1) 国の措置に関する基本的事項

国は、我が国全体の温室効果ガスの排出の抑制等に関し、最も重要な責任を有しており、全省庁挙げて対策を講ずることとする。国の措置に関しては、温室効果ガスの排出の抑制等のためには、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式の見直しが不可欠であることを踏まえつつ、以下の事項を基本とする。

ア 国は、あらゆる政策手段を動員して、着実に温室効果ガスの排出の抑制等が達成されるよう、総合的な地球温暖化対策を策定・実施する。その際、国は、各主体の参加を得て、政策立案、全体の調整及び実効性の確保といった役割を果たし、社会全体としての温室効果ガスの排出の抑制等を総合的に進める。また、自らの施策について当該施策の目的の達成との調和を図りつつ、温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮するものとする。

イ 国は、幅広い分野の対策について、具体的目標の設定に努めつつ、関係省庁の十分な連携を図り推進するものとする。

二酸化炭素の排出抑制対策については、以下を基本とする。

第一に、自動車、家電・OA機器等のエネルギー利用機器のエネルギー消費効率の改善、住宅・建築物における断熱性の向上、工場・事業場におけるエネルギー使用合理化の徹底等、産業、運輸、民生の各分野における徹底的な省エネルギー対策を強力に推進する。

第二に、二酸化炭素の排出の少ない都市・地域構造の形成、鉄道・路面電車・新交通システム・バス等の公共交通機関の利用促進、鉄道・内航貨物輸送の推進、トラックの積載効率の向上等による物流の効率化、交通渋滞の緩和を推進する。

第三に、産業界等において策定された様々な省エネルギー努力や燃料転換などの対策を含む行動計画の進捗状況について定期的にフォローアップし、その実効性を確保する。

第四に、太陽光発電、風力発電、コージェネレーション、燃料電池、バイオマス(生物体)エネルギー等分散型エネルギーとしての性格を持つ新エネルギー等の開発・導入を積極的に推進する。

第五に、原子力の開発利用については、原子力基本法等に基づき、放射性廃棄物の処理処分対策等を充実させつつ、安全性の確保を前提として、国民的議論を行い、国民の理解を得つつ進める。

第六に、工業過程や廃棄物からの二酸化炭素排出抑制対策や、木材資源の有効利用を推進する。

メタンの排出抑制対策については、廃棄物処理における排出抑制対策や、農業、畜産業における排出抑制対策を推進する。

一酸化二窒素の排出抑制対策については、工業過程での排出抑制対策や、廃棄物、下水汚泥等の焼却施設における発生抑制対策を推進する。

代替フロン等3ガス(HFC、PFC、SF₆)の排出抑制対策については、産業界の計画的な取組の促進や、代替物質の開発、回収・再利用・破壊等の対策を推進する。

これら温室効果ガスの排出抑制対策のほか、森林の保全及び整備、都市緑化等の二酸化炭素吸収源の保全及び強化に資する対策を推進する。

併せて、超高効率太陽光発電や水素製造技術等の革新的な環境・エネルギー技術について研究開発を強力に推進する。その際、温室効果ガスの貯留、固定化技術についても追求する。

また、京都議定書で導入された排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズム等の国際的な枠組の構築や開発途上国の取組の促進等の国際的な協力を推進する。

さらに、ライフスタイルの見直しを図るため、自転車の安全かつ適正な利用の促進に向けた環境整備、地球温暖化対策の必要性についての環境やエネルギーに関する教育の充実・広報の強化等を推進するとともに、緑化運動の展開、民間団体の活動の支援を行う。

政府は、これらの基本的な方針の下で、当面、地球温暖化対策推進大綱(1998年、地球温暖化対策推進本部決定)に盛り込まれた対策を実施し、その実施状況について地球温暖化対策推進本部において毎年定期的にフォローアップを行い、必要に応じて見直しを行う。

ウ こうした施策を実現する手段としては、社会資本の整備、規制措置、経済的措置、環境影響評価等の措置の活用を図る。経済的手法については、その温室効果ガスの排出削減上の効果、国民生活・経済活動や財政の影響等に関して総合的な検討を進める。また、夏時間等の温室効果ガスの排出抑制につながる国民全員に関わる社会的な制度についての国民的議論を行う。さらに、ラベリング等の活用により、事業者・国民による温室効果ガスの排出が少ない製品の開発・選択を促すとともに、全国地球温暖化防止活動推進センターを積極的に活用し、製品による温室効果ガスの排出量に関する情報の収集・提供等を行う。併せて、ライフサイクルアセスメントなど地球温暖化対策の効果の評価する手法について検討を進める

エ 地球温暖化対策の効果的な推進を図るため、地方公共団体とも連携し、先駆的なモデル事業を集中的に実施する。

オ 我が国における温室効果ガスの総排出量を速やかに算定し、国民にわかりやすい形で公表する。

カ クリーンエネルギー自動車・低公害車、低燃費車や太陽光発電等は、技術的には十分実用可能な段階に達しつつあるが、現状では経済性の面における制約が存在することから、普及促進策を推進するとともに、低コスト化、性能面での向上に向けた技術開発等を推進する。

キ 全国地球温暖化防止活動推進センターの運営に当たっては、民間団体や国民の協力・参加が適切に確保されるものとする。

ク 政府の事務及び事業のうち、外部への委託等により実施するもので、温室効果ガスの排出抑制等の措置が可能なものについては、受託者等に対して、必要な排出抑制等の措置を講ずるよう要請するものとする。

「自然エネルギー促進法」 推進ネットワーク(GEN)発足

自然エネルギーを普及させるための「自然エネルギー促進法」の実現にむけて発足した同ネットワークは、5月19日、発足記念シンポジウム「光と風と森が拓く未来」を星陵会館(東京都千代田区)で開催し、日本における自然エネルギーの可能性、普及への課題、促進法などについて討議する。

申込・問い合わせは、「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク(GEN)事務局：
〒110-0015 東京都台東区上野1-20-6 丸幸ビル3F
電話03-3834-2428/FAX03-3834-2406/電子メールgen@jca.apc.org

ドイツに学ぼう、脱原発への歩み。

—原子力依存からの脱出、持続可能な社会へ—

脱原発政策実現全国ネットワークはドイツのカトリン・グリューパーさんを招き、ドイツでの脱原発政策についての講演会を全国各地で行う。日程・問い合わせは右記の表を参照。

日付	場所	連絡先(担当者)
5月10日(月)	神奈川	045-983-7536(佐藤)
5月11日(火)	東京	03-5330-9530(伴)
5月12日(水)	群馬	027-325-6081(高階)
5月12日(水)	名古屋	052-793-4304(中川)
5月13日(木)	三重	0596-22-5090(柴原)
5月14日(金)	北九州	093-452-0665(深江)
5月15日(土)	大阪	0720-43-1904(池島)

総合環境学習ゾーンモデル事業

環境庁は、環境教育の総合的な推進を目的として、自治体、NGO、産業界が連携し、実践的な環境保全活動を各地に根付かせ広げる事業を進めている。全国で4つのゾーン(日本海東北部・東海・京阪神・瀬戸内海中央)を指定し、多様な環境学習の活動の場の創造、学習プログラムや教材、活動内容の向上、人材の育成を行う。

京阪神ゾーンは滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県が含まれ、各府県内に拠点となる団体があり、気候ネットワークも拠点団体のひとつとして参加している。

事務局から...

●ノーモアミナマタ環境賞受賞

ノーモアミナマタ公害環境基金(熊本県)は、公害の防止あるいは環境を守るとともに、社会的に重要な活動を行っている個人または団体に対し、毎年、ノーモアミナマタ賞を授与しています。この度、気候ネットワークの活動が評価され、同賞の受賞が決定しました。授賞式は5月1日、水俣市の「もやい館」でおこなわれます。

●会員募集・会員継続のお願い

気候ネットワークの活動も2年目に入りました。気候ネットワークは多くの会員のみなさまに支えられて活動しています。より多くの方々のご支援をお待ちしています。なお、98年度に会員登録されている方は、退会のお届けがない限り継続会員とさせていただきます。

1年間の会費は、個人(5,000円)、団体(一口5,000円)、賛助会員(一口10,000円)です。会費のお支払いは下の銀行口座への振込、あるいは同封の郵便振替用紙をご利用ください。ご支援ありがとうございます。

ご支援に厚くお礼申し上げます。

気候ネットワーク通信「気候Network」6号
1999年5月1日発行(隔月1日刊)

代表:浅岡 美恵 副代表:須田 春海
事務局長:田浦 健朗 編集・DTP:山口 洋典

604-8124 京都市中京区高倉通四条上ル高倉ビル305
Tel. 075-254-1011 FAX.075-254-1012
E-mail. kikonet@jca.apc.org
URL. http://www.jca.apc.org/kikonet/

郵便振替口座:00940-6-79694(加入者名:気候ネットワーク) 銀行振込口座:東京三菱銀行 京都支店 普通口座 1370852(気候ネットワーク)

▽九州でも

再生可能エネルギーをすすめる動き。

福岡、熊本両県の環境NGOなど9団体が組織する「再生可能エネルギー推進フォーラム西日本」が発足し、太陽光発電設置への補助金、グリーンファンドの推進など再生可能エネルギーの普及に関する活動を始めた。

問い合わせ先:西日本リサイクル運動市民の会(電話092-752-7769)

====ボランティア募集====

これまで多くのボランティアに支えられ気候ネットワークの活動が進んできました。またボランティアの方々も多くの人と交流を深め、学びながら関わっていただきました。

今年度はボランティア活動も新たな段階に進めるべく、多くの方々の自発的な参加によって次のような活動を発展させていきたいと考えています。自然エネルギー普及研究会・グリーンオフィス研究会での調査・研究、温暖化問題に関する教材・資料づくり、セミナーやシンポジウムの企画・運営、パソコン・インターネットを使つての情報収集と発信、各地のNGO・自治体などとの交流やネットワーク推進。また昨年COP3一周年で成果をあげたボランティア企画「エコステージ98」や「地球へのお手紙」の第2弾も行う予定です。興味・関心のある方は気候ネットワーク事務局にお気軽にお問い合わせください。

発行図書案内

- 「光と風と森が開く未来」
「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク編
(かもがわブックレット、600円)
 - 「持続可能な生産消費形態の実現に向けた現状と課題」
「環境・持続社会」研究センター編(800円)
 - 「原発と地球環境」
原子力資料情報室編(600円)
 - 「税財政を中心とする道路政策転換への提言」
グリーン交通研究会編(1000円)
 - 気候フォーラムの記録(3,000円)
 - 「地域開発」3月号(特集:気候ネットワークシンポジウム)
(財)日本地域開発センター(750円)
- 以上の本は気候ネットワークでも在庫がございます。お問い合わせください。

ほみだし情報

気候ネットワーク東京事務所が同じビルの3階から2階へ移動しました。

<東京事務所>

102-0083 東京都千代田区麹町2-7-3 西川ビル2階
Tel. 03-3263-9210 FAX.03-3263-9463
E-mail. kikitoko@ca.apc.org